



Title	平安時代後期における目代の具体像 : 半井家本『医心方』紙背文書の検討から
Author(s)	吉永, 壮志
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2011, 45, p. 1-24
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/25114
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

平安時代後期における目代の具体像

— 半井家本『医心方』紙背文書の検討から —

吉 永 壮 志

キーワード…目代、受領、在庁官人、留守所、紙背文書

はじめに

平安時代の目代に関しては、竹内理三氏の研究をもって嚆矢とする。^① 竹内氏は、在庁官人制の成立・展開を分析する中で目代に触れ、目代の能力に基づく任命や受領の私史的側面、在庁官人との対立的関係を指摘した。次いで吉村茂樹氏が国司制度の変質を論ずる過程で「目代」史料を広く取り上げ、竹内氏の理解を裏づけていった。^② その後、高田實・米田雄介・関幸彦各氏の研究が出されたが、竹内・吉村両氏の目代についての理解に拠るところ大であり、目代の位置づけ——在庁官人か否か——を問題とするのみに留まった観が強い。しかし、地方行政において大きな役割を果たしたであろう目代に主眼を置いた分析なくしては、古代から中世にかけての地方支配や地域支配を解明することは極めて困難である。^④

史料制約が多い中、目代の実態に迫る注目すべき史料群がある。『平安遺文』に一部収められ、その後、加能^⑤

史料編纂室により全文翻刻された半井家本『医心方』紙背文書である。

『医心方』とは、鍼博士兼丹波介丹波康頼が永観二（九八四）年に撰進した三〇巻からなる現存最古の医書である。その中でも、正親町天皇が半井驢庵に下賜したとされ、その後、半井家に伝わった半井家本『医心方』は、平安時代の写しになる二七巻を含む現存最古の医書として著名である。完存写本ということもあって、昭和五九（一九八四）年には国宝に指定されている。そのため、これ自体極めて貴重なものであるが、一次史料である平安時代後期の紙背文書を有する点でも価値が高い。『医心方』を写すにあたって、反古紙が再利用されている部分があり、そのうちの巻二五小児部と巻二九飲食部に計四八点の古文書と長承二（一一三三）年具注暦がみえるのである。そして、その四八点の古文書は、平安時代後期の地方支配や地域支配のあり様を窺わせる。

そこで、本稿では、半井家本『医心方』紙背文書に関する先行研究^{〔7〕}を踏まえながら、当紙背文書の検討を通じて、平安時代後期の目代の具体像に迫ってみたい。また、目代に焦点をあてることは、今まで捨象されてきた面を照射する作業となり、当該期の地方支配や地域支配のあり方に新たな一面を見出す契機にもなるであろう。

一・半井家本『医心方』紙背文書の性格について

考察の前提として、先行研究をもとに、半井家本『医心方』紙背文書について概略を述べておきたい。

まず、年紀の明らかなものの上限が保安三（一一二二）年三月二五日付「近江国司庁宣」〔表1 No.9〕、下限が長承元（一一三二）年十一月一日付「長承二年具注暦」〔表1 No.43〕である。他の文書もその間に収まると考えて差

し支えないことから、当紙背文書は保安年間（一一二〇―一一二四年）から大治年間（一一二六―一一三一年）にかけての白河院政末・鳥羽院政初の史料群としておさえられる。

次に、国別にみると、保安三年〔表1 No. 9〕・同四年〔表1 No. 1・2・34〕のものが近江国関係、大治二（一一二七）年〔表1 No. 35・37〕のものが加賀国関係、同四年〔表1 No. 47〕のものが越中国関係となっている。五味文彦氏は各文書の月日や差出に着目し、大治二年三月から九月にかけてのものが加賀国関係、同四年九月から同五年三月にかけてのものが越中国関係の文書であるとした。

宛所に関しては、「御目代殿」が一二点〔表1 No. 6・12・13・16・19・21・23・31・32・38・46・48〕、「越中御目代殿」が四点〔表1 No. 7・8・14・42〕、「加賀御目代殿」が二点〔表1 No. 15・17〕となっており、当紙背文書は目代宛の史料群とみて間違いない。他に「善大夫殿」宛が二点〔表1 No. 10・49〕みえることから、五味氏は五位（大夫）で近江・加賀・越中三国の目代を歴任した三善姓の者のもとに残されたのが、この半井家本『医心方』紙背文書であると述べている。三善氏といえは、算・文章両博士などの学者を多く輩出する氏族であり、その知識ゆえに実務官人に就くことが多い氏族である。⁸『朝野群載』巻二二諸国雜事上「国務条々事」三八条「一、可下以公文優長人」為目代上事の「不_レ論_二貴賤_一、唯以_三堪能人_一、可_レ為_二目代_一」や、『今昔物語集』巻二八第二七語「伊豆守小野五友目代語」の傀儡子目代から、高い実務能力が目代の条件としてよく指摘されるが、この半井家本『医心方』紙背文書にみえる目代善大夫もそれを裏づける存在といえる。

つづいて、差出をみると、「散位藤」〔表1 No. 12・13・16・17・19・20・23・26・31・44・46・48・49〕が一点ほどある。瀬戸薫氏は花押や自署から、「散位藤」のうち、留守所符の発給を指示する大治二年（カ）五月（カ）

二五日付「散位藤原某書状」〔表1 No.13〕を除き、全て藤原親賢である可能性を指摘し、それ以外にも筆跡などから、七点〔表1 No.5・18・22・24・25・29・33〕が親賢と考えられるとした。つまり、文書四八点中一九点が親賢を差出とするのであり、「京沙汰人」〔表1 No.18〕とも「京侍」〔表1 No.44〕とも称す在京の親賢が在国の目代と頻繁に連絡をとっていたことが窺える。

一般に紙背文書とは、二次利用されたため、偶然現存したという性格のもので、それ自体が何らかの価値や効力をもって意図的に保管されてきたわけではない。内容は一時的なものや日常的事項に関するものが大半を占めている。しかし、そのような特徴をもつために、文書そのものもつ効力に伴って受益者のもとに保管・伝来した古文書ではなかなか窺い知ることのできない平安時代後期の地方支配の日常に迫ることも可能といえる。

要するに、平安時代後期に近江・加賀・越中三国の目代を歴任した人物のもとに残された半井家本『医心方』紙背文書は、目代が主として京から下り、地方支配を行う存在^⑨、すなわち、中央と地方の結節点であるがゆえ、受領と目代の関係、目代と在庁官人や郡司などの現地との者の関係を日常的な文書の中から看取することが可能な類まれな史料群であるといえる。以下、当紙背文書をもとに、目代の具体像に迫っていくことにする。

二・受領による任国支配―受領と目代の関係―

半井家本『医心方』紙背文書は目代善大夫のもとに残された史料群であるが、在京の藤原親賢が差出のものが多くみえる。瀬戸・五味両氏が指摘する通り、親賢は受領下の人物である。また、受領自身が差出である庁宣も四点

〔表1 No.2・9・34・47〕あり、当紙背文書は受領側から目代宛に出されたものが多くを占めるといえる。そこで本章では、文書の内容や授受関係から窺える受領の任国支配のあり方を、受領と目代の関係を軸にみていきたい。

半井家本『医心方』紙背文書のうち、まず注目されるのは、八九項目にも及ぶ国務の注進を指示する旨の大治二(一二二七)年のものとされる「雑事注文」〔表1 No.36〕である。

可二注進一雜事	神社下符每年員數事	去年見作田事 前可任 加作年	國內田代所事	頓料米事	諸郡勸農事 種子下一行同國事、 田數可レ取一名注文	歷名帳事	細工所事 人數并作 物、染物	一所□代事 各得分 并公物	納所事 得分 公物	同米綱丁事	國內神社員事 司得分
佛寺同前	分附文書事	庄園等事 領主并 官省符	農科稻事 三万束、稲請 取日可二出計一	十廻日記事	國雜色事	國侍事	國內土產物事	浦々海人事 所出物	京上米賃事	國內東西南北行程事	國寺事 同得分
郷保司佃并得分 國人 御館人	檢田使得分事	一任一度徴下物事	冊御節料事	神民等事	女騎事	船所事 付勝載所	津々事 付海人	四十國舍人數事	神社佛寺免田事 并得分	前司引出物事 諸司	綾織事 錦綾
田率色々物事	收納使得分事	御引出物事	田率外徴下物事	先達等事	國領桑事	國梶取事	國內富人事	御館分事 田	國內船員事	鮭漁河事	納官封家員事

國佃事

在家公事勤否事

調所印事并尺

七十
條事國解事

五十
調所土毛事

検畠事

納官封家事

勝載所事得分一
代内入丁

國內牧事馬牛

國領漆事

京上夫事夫領料
夫功

京宿人事

國領鷲柄事

胡録事(籠)

郷保等領主事自中古以降

巫女別當事

斗升事

藍茜等事藍田二十丁

布上中下事

味煎事

八十
勅旨田事

紅花事両數

六十
綿事同、交易物内

位田事

桑代糸八丈事

糸事同、同前

八丈絹事上中下同前随レ状可レ濟

御帷布事

移花事

廳并郡司申請事

院御庄加納田事

廳官書生員數事

郡司大名事

同御庄代可二交替一事

油事

□公□事(號力)

國中関事

紬事交易物内

濟物抄帳事

國中惡人勸善事

社寺関係や文書・帳簿関係、莊園関係や徴税関係、留守所内機構・人員関係など、国内の状況全般について個別具体的に八九項目が挙げられている。戸田芳実氏は大治二年に新たに加賀国受領となった藤原家成が目代に国務沙汰を注進させるため項目を列挙したものと理解している。この理解については、瀬戸・五味・安原功各氏も是認しており、特に異論はない。ただ、『朝野群載』卷二二諸国雑事上延喜一〇(九一〇)年月日付「加賀初任国司序宣」や次に掲げる『兵範記』久寿三(一一五六)年三月一三日条裏書「新司宣」と対比してみると、同じ任初に発せら

れるものでも、大きく異なっていることがわかる。

新司宣 伊豫國在廳官人等

仰下 三箇條

一、可_レ勤_二行恒例神事_一事

右治國之務為_レ先_二神事_一、仍守_二恒例之式日_一、可_レ致_二如在之禮奠_一矣、

一、可_レ進_二上神寶勘文_一事

右首途在_レ近、期日以前可_レ進_二上件勘文_一之、

一、可_レ修_二築池溝堰堤_一事

右吏務中為_レ宗_二農桑_一、田畝之要莫_レ過_二池溝_一、仍下_二知部内_一、早可_二修築_一矣、

以前三ヶ條所_レ宣如_レ件、宜_二承知_一勤行_一、以宣、

久壽三年三月十三日

春宮亮兼大介藤原朝臣^(親隆)

従来、平安時代後期における在庁官人宛の「新司宣」が神事勤行や勸農といった儒教的要素の強い形式的な吉書にすぎないという理解から、当該期の受領の任国に対する関心の低さが説かれる節もあったが、「雑事注文」はそうではなかったことを如実に示している。事細かに列挙された八九項目は、まさしく「雑事」であり、指示をうけた目代は、それぞれについて注進しなければならなかったに違いない。当紙背文書中で受領下の親賢から目代宛の

書状が多くみえるのも、受領側が目代に頻繁に連絡をとっていた証であり、それは任国支配に積極的に取り組もうとする受領の姿を惹起させさえる。

そもそも「新司宣」は、任国の在庁官人に対し新任の受領が最初に文書を発給すること自体に意味があり、儀礼的な側面が強かった。一方、「雑事注文」は、任国の目代に対し国務に関する注進を指示する実務的なものである。これは、受領が在庁官人に直接というのではなく、目代を介して任国支配を行ったことを示唆している。しかしだからといって、受領の任国支配が間接的なものにすぎず、受領による任国支配が弱体化したとみるのは、やや早計であろう。当紙背文書が目代のもとに残された史料群であるため、目代が受領側に発した文書そのものはみえない。ただ、興保司代下向等について通知する大治二年（カ）六月（カ）七日（カ）付「散位藤原親賢書状」（表1 No. 20）の前半に「去月廿五日御札^{脚力成来}、同廿六日御札^{脚力行員}」とあり、それをうけて親賢が「各委拝見候了」として神今食や国中政について返答している。また、同年（カ）六月（カ）日付「散位藤原親賢書状」（表1 No. 33）には「五月廿日解状^{脚力恒則}、今月二日到来、同廿六日解状^{脚力行員}、同三日到来、同廿八日解状^{馬允助経下人}、同日到来」とみえ、「度々解状事」である番役人や供御夫領、糸・綿について回答している。これらは、目代が受領側に文書を出し、それをうけて受領側が目代に指示や返答をしたことを示している。当然のことながら、受領側からのみならず、目代からも連絡をとっていたのである。したがって、目代を介しての任国支配が即受領による任国支配の弱体化となるのではなく、受領と目代間の連絡体制のあり方など、両者の関係がまず問われなければならない。

そこで、両者の関係をみてみると、次のような事例が確認できる。使者等の上洛（表1 No. 12）、保司職等の補任に関する留守所符の発給（表1 No. 13）、紙等の進上（表1 No. 14）、冬衣服等の支給（表1 No. 16）、国侍等の交名の注

進〔表1 No.22〕や帰下者の送着〔表1 No.31〕、高野詣料等の運上〔表1 No.46〕、早米の運上〔表1 No.49〕についての指示、芹田郷の沙汰〔表1 No.6〕、供御夫領の下遣〔表1 No.19〕、弁済使や納所使の下向〔表1 No.24〕、貢蘇使の派遣〔表1 No.47〕に関する通知などである。これらの事例を通じて、受領側からの目代への様々な指示や通知に加えて、前段で指摘した目代から受領への上申など、緊密な連絡体制がとられていたことがわかる。さらに、保司職等の補任に関する留守所符発給を指示する大治二年（カ）五月（カ）二五日付「散位藤原某書状」〔表1 No.13〕には、「自今以後所置事奉_レ憑候、毎事又々可_レ令言上」とみえ、事あるごとに受領に報告するよう指示がなされている。

勿論、先に少し引用した同年（カ）六月（カ）七日（カ）付「散位藤原親賢書状」〔表1 No.20〕に「無_二指事_一細々事等常不_レ可_下□□言上_二給上_一歟、随_二國宣_一可_下令_二左□□給上_一事ハ、尤可_下令_二申上_一給上、不_レ然□事等、可_下令_二計行_一給上_二也」とあるように、国宣による指示のような重要案件の場合に報告が必要なのであって、些細なことまで全て報告する必要はなかった。目代の判断で処置できる案件もあったのである。

このように、受領側による指示や通知、目代による報告や指示要請など、両者が緊密に連絡をとりあい、一部、目代に国務が委任されるという体制がとられていた。そして、それがうまく機能している限り、たとえ目代を通じての間接的なものであっても、受領による任国支配が弱体化することはない。

ただし、受領と目代の連絡がうまくいかなくなると、たちどころに任国支配に翳りが生じてしまう。例えば、専使によつてもたらされた大治二年（カ）四月一日付「散位藤原親賢書状」〔表1 No.23〕に「度々雖_レ捧_二拙状_一、未_二貴報到来_一之間、毎事不審千万」とあり、稚海藻供御綱丁・近松保等についての通知である同年（カ）月日付「散位藤原親賢書状」〔表1 No.25〕に「度々雖_レ捧_二拙状_一、未_レ承_二御返事_一之間、毎事鬱望之至、申而有_レ餘歟」とある

ように、受領側に対し目代は返報を出していない。また、勸農使の下向について問い合わせた同年（カ）三月一日付「散位藤原親賢書状」（表1 No.17）に「条々御庁宣請文未_レ到来候」、如何、今朝も所_レ被_二尋仰_一也」とあり、国司庁宣請文の督促がなされるなど、目代から受領側への連絡がしばしば滞っていた。目代からの報告がなかったり、遅滞したりすると、受領は任国の状況が把握できず、その支配に悪影響を及ぼしかねない。それゆえ、受領下の親賢は「不審千万」や「鬱望之至」という心情を露わにし、受領家成は「今朝も所_レ被_二尋仰_一」と気にかけるのである。そうした点で、受領の任国支配における目代の果たす役割の小さくないことがわかる。

受領が自らの意で近親縁者などの関係者を目代に任じると古くより解され、目代は受領の忠実な私吏とみなされがちであるが、必ずしもそうではなかった。近江・加賀・越中三国の目代を歴任した善大夫と各国受領の関係は不明であるし、国の相博についての経過を報告する大治五年（カ）正月三〇日付「散位某書状」（表1 No.14）には「俄十二月廿九日御相博、雖_レ然御目代者、如_レ本_{（可カ）}□_下令_二御佐汰_{（沙）}御上由承_レ之候」とみえ、受領が交代するにもかかわらず、目代はそのまま留任している。^⑪このような事例として、久安五（一一四九）年の段階で「数任目代」、「数代目代」^⑫であった伊賀国目代中原利宗が確認できる。受領の任期に関係なく、数代にわたり目代を務めることもあり、目代が受領の私吏であるとは単純にいえず、受領との個人的関係のみで目代を捉えることはできない。

本章では、半井家本『医心方』紙背文書の考察を通じ、受領と目代の関係は緊密な連絡体制がとられ、特に受領側は任国支配を円滑に進めるため、目代からの連絡や報告を注視していたことを明らかにした。しかし、目代からの返報がなく、連絡が滞ることもあり、それが受領による支配を阻害する一因になりえた。目代は受領の近親縁者から任じられるとは限らず、受領の交代に関係なく留任することもあり、近江・加賀・越中三国の目代を歴任した

善大夫は、受領の私吏ではなく、一定程度自立した存在であったと思われる。先に少し触れたように、目代には高い実務能力が期待され、実際に必要とされたため、算・文章博士家である三善氏出身の善大夫が目代に任じられたのであろう。しかし、目代は受領の忠実な私吏ではないため、緊密な連絡体制を受領側がとろうとしても、目代の対応如何で支配がうまくいかないという不安定性を常に孕んでいたのである。

三. 目代による国内支配―目代と在庁官人・郡司の関係―

前章において、受領と目代の関係を中心に受領の任国支配について検討し、任国支配に目代が介在し、その目代に一部国務が委任されていることを確認した。それでは、目代はどのようにして国内支配を実現したのか。以下、在庁官人や郡司との関係を踏まえながら論じていきたい。

次に掲げるのは、大治二（一一二七）年八月日付「江沼郡諸司等解」〔表1 No. 37〕である。

江沼郡諸司等解 申請 留守所御下文事

壹紙

被_レ載_下可_レ停_上京上事

右、今月九日留守所御下文 到来稱、以_二先日_一雖_レ有_下申_上請京上暇_一由_上、依_レ無_二其撰_一不_二免給_一、而何背_下知之旨_一可_レ令_二上洛_一哉、早可_レ停_上止件京上_一者、謹所_レ請如_レ□、抑依_二諸司等訴切_一、始_レ自_二去春時_一、於_二留守所_一進_上上申文_一兩度也、件申文不_レ被_レ進_上京者、條條訴裁許不_レ明也、是已留守所不_レ能_二進止_一歟、須不_レ

蒙^二裁斷^一之剋、雖^レ可^二參洛^一之、春ハ勵^二農業勤^一、夏ハ令^レ致^二交易物弁濟^一之、此^二事頗勤畢、不^レ至^二收納之期^一、此及^二尤中間^一也、何人民身暇可^レ被^二物惜^一哉、但以^二留守所御威^一、惣郡司職可^レ被^二□^{〔解カ〕}任^一者、諸司等京上有^二何益^一哉、裁否分明也者、捨^二命根^一欲^レ蒙^二國裁^一、所^二參洛^一也、田舎者無^レ故欲^レ企^二京上^一事、被^レ垂^二邊迹^一矣而已、以解、

大治二年八月 日

前掾大江（花押）

菅波郷司散位大江（花押）

山代郷司散位大江（花押）

南郷司散位大江（花押）

額田郷司散位藤原（花押）

これは、京上不許可の留守所下文に関する請文として、目代のもとに残されたものである。¹³⁾「依^二諸司等訴切^一、始^レ自^二去春時^一、於^二留守所^一進^二上申文^一兩度^一」とあるように、郡諸司は既に二度、留守所に対して申文を出しており、当文書が三度目となるものである。これは、留守所、とりわけ、その長である目代を介さずに直接、受領に上申することではできなかったことを物語っている。郡諸司↓目代↓受領という上申ルートであり、これは受領による目代を介しての間接的な任国支配に対応している。¹⁴⁾また、目代は、郡諸司の申請をそのまま受領に取り次ぐのではなく、京上不許可という独自の判断を下しており、目代の国内支配における優位な立場が推し量られる。

それとともに、先にみた「雑事注文」に項目として「廳并郡司申請事」が挙がっているにもかかわらず、受領に取り次がないところに、受領から自立している目代の姿をみる¹⁵⁾ことができる。もともと受領が有していた郡司・雑色人解任権が、「以¹⁶⁾留守所御威」、惣郡司職可¹⁷⁾被¹⁸⁾任¹⁹⁾と郡諸司が述べるように、目代の手に帰しているのは、受領から一定程度自立した目代が国内における人事権などの権限を獲得し、国内支配を優位に進めたことを明確に示す。

勿論、留守所には目代のみならず、在庁官人もおり、郡諸司が恐れる「留守所御威」が目代のみに帰するとは限らない。しかし、半井家本『医心方』紙背文書では、在庁官人の影が薄い。たとえ文書中にみえたとしても、勸農の状況を述べた大治二年（カ）月日付「某書状」（表1 No. 30）の「縦在庁官人諸郷□保司等雖²⁰⁾申²¹⁾此旨²²⁾、令²³⁾同意²⁴⁾」□申²⁵⁾上言語²⁶⁾□断解状²⁷⁾候歟²⁸⁾や、橋・渡船・女騎馬等について指示した保安四（一一二三）年六月二五日付「近江国司庁宣」（表1 No. 34）の「徴²⁹⁾下所部³⁰⁾忽不³¹⁾可³²⁾相叶³³⁾者³⁴⁾、可³⁵⁾充³⁶⁾□在庁人并郡司□一也³⁷⁾」のように、在庁官人は保司や郡司とともに併記される存在にすぎない。当史料群が目代宛である点に一因があるとはいえ、受領の任国支配の上で目代こそが最重要なのであって、在庁官人はそれほど意識されていなかったことの現れであろう。これは、在庁官人宛の「新司宣」が形式的なものにすぎなかったのに対して、目代宛の「雑事注文」が具体的な内容に富んでいることと対応するかのごとくである。本郷恵子氏が、受領と目代、目代と国衙という二つの関係の断絶を指摘しているように、受領側と在庁官人・郡司などの現地出身者が文書を直接やりとりすることはなかった。両者の橋渡しの役割を果たした存在、それが目代であったのである。

受領によって任じられ、任国支配の要として重視された目代は、国内において受領側からの指示や連絡をほぼ一

手にひきうけ、それを差配する存在であった。そして、その差配に伴い、国内における様々な権限を有す優位な立場で支配を進めていった。「江沼郡諸司等解」にみえる「是已留守所不能進止一歟」は、留守所の長である目代による何らかの「進止」が国内で既になされているゆえに可能な表現といえる。勿論、目代一人のみで国内支配を行いたはずはない。「雑事注文」中に「國雑色事」、「國侍事」、「一所^{目代}□代事」、「郷保司佃并得分^{御館人}」、「檢田使得分事」、「收納使得分事」、「國舍人数事」、「廳官書生員数事」とみえるように、國雑色・國侍・一所目代・國人・御館人・檢田使・收納使・國舍人・在庁官人・國書生など、留守所内の様々な者が国内支配に関与したことが窺われる。ただし、目代が留守所の長として最も重きをなし、在庁官人や國書生などを率いたことは間違いない。

学者を輩出する三善家出身であった目代善大夫は、高い実務能力を有していたことに加え、「大夫」、つまり、五位クラスの者でもあった点を見逃してはならない。五位といえば、もとは受領に准ずる位階で、国内において特別視される対象でもあったと思われる。目代は、国内における大きな権限と地方における卓越した位階によって、在庁官人や郡司を配下に置き、国内支配を強く推し進めていったと考えられる。

なお、善大夫が三国の目代を歴任したことから窺えるように、目代は一国の範囲を越え、様々な交流をしていたと考えられる。既に指摘されているように、神事用米について援助を乞う大治五年（カ）三月七日付「白山中宮執行大法師某書状」（表1 No.7）には「尚可^下令^三還留^{御上}之由承^レ之、喜悅不^レ可^二申盡^一候、千廻千廻」や「雖^三賀越^二境隔^一、其程不^レ幾候、憑^奉旨如^二山海^一」とあり、加賀国白山中宮執行大法師と越中国目代善大夫の国を越えての親しい間柄とそれに基づく依頼の様子が窺える。これは目代の幅広い交流関係のほんの一端にすぎない。五味氏は、目代のもとに残された当史料群が『医心方』の書写に二次利用されたことを踏まえ、当時の目代には学問や芸術な

どを通じた文化的交遊関係があり、目代を媒介にして諸階層が結びついていたことを明らかにしている。それは、中央と地方、すなわち、受領と在庁官人や郡司、国と国、すなわち、各国の僧侶などのいわゆる文化人を目代が結びつけていることを意味する。そして、このことは、目代の存在なくしては、平安時代後期の地方支配や文化交流が成り立たなかったとさえいいうる状況を示している。

むすびにかえて

本稿では、半井家本『医心方』紙背文書の検討を通じて、平安時代後期の目代の具体像をみてきた。検討結果は以下の通りである。

近江・加賀・越中三国の目代を歴任した善大夫は、算・文章両博士を輩出する三善家出身の者として、その能力を買われ、目代に任じられて国務を担うこととなった。目代に受領の親類縁者が必ずしも就くわけではないことは、『新猿楽記』四郎君項において、「受領郎等、刺史執鞭之図」であった四郎君に、「**庁目代**」をはじめ各所の「**目代**」や「**別当**」、「**使**」となってもらうため、「**除目之朝、不_レ云_二親疎_一、先被_二尋来_一者也**」とあることから窺える。三国の目代に就き、受領交代後もそのまま目代に留任した善大夫もその一例であろう。そして、在京の受領と在国の目代は文書の授受などによって緊密な連絡体制をとり、とりわけ、受領側は円滑な連絡体制に留意した。しかしながら、目代からの連絡が遅滞することもあり、その場合、受領による任国支配に問題の生じる可能性が十分にあった。つまり、平安時代後期の目代を介しての受領による間接的な任国支配は、目代の対応如何で成否が決まる面を

もつていたといえる。

一方、目代は、国内における人事権などの様々な権限を梃子に強力に国内支配を遂行した。国内の住人からの申請についても受領に取り次がず、目代が独自に判断を下すことがあり、受領からの下達のみならず、国内からの上申においても受領と国内の者との間に目代が存していた。勿論、目代のみで国務を行うことは不可能であり、留守所内の在庁官人が果たす役割もあつたであろう。しかしながら、半井家本『医心方』紙背文書ではその姿をほとんど確認できず、留守所の長たる目代の配下として国務にあたる存在にすぎなかつた可能性が高い。従来、在庁官人の共同統治機構として留守所が捉えられ、その留守所を拠点として在庁官人が国内支配に進めていくと考えられてきたが、少なくとも平安時代後期の白河院政末から鳥羽院政初にかけての近江・加賀・越中ではそのようなことはなかつた。そもそも、善大夫のように、五位という受領に准ずる位階をもつ者が目代に就くということは、地方において大きな意味をもつたに違いない。目代の高い位階は、地方にあつて他を圧倒し、在庁官人は目代に従属する立場で、国務の一端を担つたにすぎないのではないか。目代に高い実務能力が必要とされたということに関しては、既に諸氏が言及しており、縷々述べるまでもないが、受領に准ずる五位という高い位階も国内における目代の優位な立場を現出させ、そのような立場での目代による円滑な国務運営が受領に期待されたといえる。

しかし、他方、受領と変わらない五位という高い位階は、受領と目代の関係に問題をきたす可能性も孕んでおり、その意味で以下に掲げる「国務条々事」三九条は、極めて示唆に富んでいる。

一、不可_レ用三五位以上郎等一事

五位有官郎等、是不治之根本也、雖^レ張^二行惡事^一、依^レ為^二有位之者^一、強^レ不^レ能^二抑屈^一、内搔^レ首、外難^二強^一制^一、適雖^レ令^レ諫、知^三能無^二信受^一、縱雖^二近親^一、一切停止、此中有^二可^レ顧之人^一者、別給^二土產者^一耳、

受領が自ら国務にあたる場合でも、五位クラスの者を任用すると、「張^二行惡事^一」しても「不^レ能^二抑屈^一」、「令^レ諫」ても「能無^二信受^一」という状況が危惧されるのに、受領在京時に、五位クラスの者が留守所に存していれば、いわずもがなである。ゆえに、受領とそれに准ずる位階をもつ目代の関係は、必ずしもしつかりとした上下関係とはなりえず、目代が受領の指示に従わない可能性も十分にあり、受領からすれば「不治之根本」ともいえるべきものであった。しかも、目代には「近親」でない者が就くことがあることを踏まえると、ますます目代を受領の忠実な私吏とみなすことはできない。

受領は目代の高い実務能力と位階に基づき、両者間の緊密な連絡体制下での円滑な国務運営を期待した。しかし、目代が受領に准ずる位階をもつ上に、受領と近親縁者であるとは限らないことにより、必ずしも受領の指示に従い、国務を遂行するわけではなく、受領による間接的な任国支配は順調とはいえなかった。一方、目代は地方にあって他を圧倒する権限と位階により、在庁官人を配下に置き、国内支配を強力に推進した。また、目代は受領とその任国の在庁官人のいわゆる縦の結節点になるだけでなく、文化的交遊関係をもとする国を越えた横の結節点にもなっており、当該期の地方支配、文化交流を支える存在であった。

半井家本『医心方』紙背文書は、それが目代宛のもので、それ自体を後世に伝えようとしたのではなく、あくまで紙背文書として残されたため、目代の日常業務を窺うことができる史料群である。しかも、三国の目代を歴任し

た善大夫宛のものということもあり、地方支配のあり方をみるにあたつて、一国のみではない一種の普遍性をもつ史料群であるともいえる。その半井家本『医心方』紙背文書を通じて窺える平安時代後期の目代像は、受領から一定程度自立し、在庁官人を従属させるという姿で、これまでの理解と異なる目代像を提供するように思う。勿論、いくら普遍性をもつといっても、わずか三国で、しかも、善大夫という一人の人物のみからの考察は、善大夫の個人的資質の問題に帰結する恐れもあるため、今後、別の史料による検討や確認が必要となろう。また、国内において優位な立場で目代が国務にあたつたことは間違いが、その際、留守所に属する在庁官人がどのような働きをしたのか、半井家本『医心方』紙背文書はあまり多くを語らない。そのこと自体が、国内支配において目代が主で、在庁官人がその従属下にすぎなかった現れともいえるが、具体的にその両者の関係や在庁官人の国務への関わり方を考察することも今後の課題といえる。それゆえ、依然、多くの課題が山積しているが、本稿は平安時代後期の目代の具体像、そして、そこから窺える地方支配や地域支配のあり方に迫る一種のささやかな試みということで、大方の叱正を乞い、擱筆することにする。

〔註〕

- (1) 竹内理三「在庁官人の武士化」(『竹内理三著作集 六 院政と平氏政権』角川書店、一九九九年〔初出は一九三七年〕)。
- (2) 吉村茂樹「留守所の発展」(『国司制度崩壊に関する研究』東京大学出版会、一九五七年)。
- (3) 高田實「中世初期の国衙機構と郡司層」(『東京教育大学文学部史学研究』六六、一九六八年)、米田雄介「在庁官人制の成立」(『郡司の研究』法政大学出版局、一九七六年〔初出は一九七一年〕)、関幸彦「国衙機構の研究」吉川弘文館、一九八四年。他にも留守所目代の成立までを論ずる泉谷康夫「平安時代における国衙機構の変化」(『日本中世社会成立

史の研究』高科書店、一九九二年（初出は一九七七年）や有官散位たる目代を論ずる飯沼賢司「在庁官人制成立の一視角」（『日本社会史研究』二〇、一九七九年）などがあるが、いずれも在庁官人制の成立との関係で目代を述べるにすぎない。

(4) 『朝野群載』卷二二諸国雜事上「定遣国目代庁宣書様」・「定遣国目代源清基庁宣」に「為_レ令_レ執_二行_一事已上」、所_二定遣_一や「為_レ令_レ執_二行_一國務」、補_二目代職_一、発遣」とみえる。

(5) 保安三（一二二二）年三月二五日付「近江国司庁宣」（『平安遺文』一九六二号文書）、大治二（一二二七）年八月二八日付「額田庄寄人解」（『平安遺文』二二〇七号文書）、同年八月日付「加賀国江沼郡諸司等解」（『平安遺文』二二〇六号文書）、同四年一〇月一五日付「越中国司庁宣」（『平安遺文』二二四四号文書）。

(6) 山本信吉・瀬戸薫「半井家本『医心方』紙背文書について」（『加能史料研究』四、一九八九年）。以下、本稿で取り上げる半井家本『医心方』紙背文書は、全て両氏の釈文による。

(7) 戸田芳美「院政期北陸の国司と国衙」（『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年（初出は一九八九年））、瀬戸薫「半井家本『医心方』紙背文書とその周辺」（『加能史料研究』四、一九八九年）、山本信吉「半井家本『医心方』とその紙背文書について」（『加能史料研究』四、一九八九年）、五味文彦「紙背文書の方法」（石井進編『中世をひろげる』吉川弘文館、一九九一年）、安原功「院政期加賀国における院勢力の展開と在地社会」（『ヒストリア』一三六、一九九二年）、本郷恵子「中世文書の伝来と廃棄」（『史学雑誌』一〇七一六、一九九八年）、佐藤泰弘「清胤王書状群の書状と言上状」（『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一年（初出は一九九九年））。以下、半井家本『医心方』紙背文書についての各氏の理解は、全てここに挙げた論文によっている。

(8) 桃裕行「博士家家学の発生」（『桃裕行著作集 一 上代学制の研究（修訂版）』思文閣出版、一九九四年（初出は一九三八年））。

(9) 註（4）で取り上げた『朝野群載』卷二二諸国雜事上「定遣国目代庁宣書様」・「定遣国目代源清基庁宣」に「定遣」や「発遣」とみえ、目代が京から遣わされ、國務にあたったことがわかる。

(10) 『武家名目抄』第五三冊職名部三一上「目代」項に「いにしへ公家政務のほどは、常に目代とのみいへば、大かた国司の代官をいふ事なりき。其職には我子姪にもあれ、家子郎等にもあれ、国司たるものの意に任せて定め置事にて、おほ

やけにはいろはぬならひなり」とみえる。

- (11) 神事用米についての援助を依頼する大治五年(カ)三月七日付「白山中宮執行大法師某書状」(表1 No.7)にも、「貴國御任終^天可^令三御上洛^{云々}、仍於三當國可^見参仕一之存思給候間、尚可^令三還留^{御上之由承レ之}」とみえ、越中国目代が留任したことがわかる。

- (12) 「数任目代」は久安五年五月三日付「東大寺僧覚仁、伊賀国目代中原利宗問注記案」(『平安遺文』二六六四号文書)に、「数代目代」は同年六月一三日付「伊賀国目代中原利宗・東大寺僧覚仁重問注記」(『平安遺文』二六六六号文書)にみえる。
- (13) 拙稿「平安時代から鎌倉時代初期における国務運営」(二〇〇七―二〇〇八年度科学研究費補助金基盤研究(C))【課題番号一九五二〇五六九】研究成果報告書『平安時代における土地公証文書と所領安堵の前提的研究』(研究代表者・梅村喬)二〇〇九年)。なお、以下の記述に一部重複する内容があることをお断りしておく。

- (14) 保司職等の補任に関する大治二年(カ)五月(カ)二五日付「散位藤原某書状」(表1 No.13)には「廳宣二枚進^符覽之、早可^下令^成三留守府^符給上^也」とあり、国司庁宣をうけた留守所符の施行が補任に必要であったことがわかり、受領↓目代↓保(カ)という下達ルート^(符)の存在を窺うことができる。なお、平安時代後期には国司庁宣をうけた施行符としての留守所下文や留守所符が全国的に多くみえる。註(13) 拙稿参照。

- (15) 安原氏は、この「江沼郡諸司等解」のみならず、御服綿・御地子米代に関する裁定を申請する大治二年八月二八日付「額田庄寄人等解」(表1 No.35)も、受領に取り次がず、「不用也」と目代が独自の判断を下したとする。

- (16) 「国務条々事」二七条に「一、不^レ可^三輒解^{任郡司雑色人}事」とある。

- (17) 「雑事注文」にも「廳官書生員数事」が注進すべき項目として挙げられている。

- (18) 「養老官位令」従五位条。なお、国司の代理としての目代に先行する寺院目代や郡目代においても、目代にはそれが代理となる者に准ずる階層の者が多く就いていた。拙稿「八九世紀の目代」(『続日本紀研究』三八四、二〇一〇年)参照。

- (19) この点に関しては、中込律子「平安期の国衙機構研究の問題と課題」、上島享「鎌倉期の国衙研究をめぐって」(中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』岩田書院、二〇〇〇年)が整理している。

表1. 半井家本『医心方』紙背文書一覧^{※1}

No. ※2	文書名	年月日	差出	宛所	備考
卷二五紙背					
1 (1)	祝部惟直解	保安四 (一一三) 七・七	散位祝部惟直	(欠)	勢多橋渡船についての申請「近江」
2 (2)	近江国司序宣	保安四 (一一三) 六 (カ) ・二八	右中弁兼大介藤原朝臣 (実光)	府院駅家行事所	御使檢非違使の駅家雜事催勅と郷神人の停止 についての指示「近江」
3 (3)	馬允平助永書状	大治五 (一一三〇) (カ) 三・一七	馬允平 (助永)	「 」	郷中沙汰の下旬についての依頼「越中」
4 (4)	某書状礼紙書	大治二 (一一二七) 九 (カ) ・	(欠)	(欠)	上京についての許可「加賀」
5 (5)	散位藤原親賢注文	大治二 (一一二七) (カ) 八・七	「親賢」	(欠)	一〇項目についての指示「加賀」
6 (6・7)	散位藤原某書状	大治二 (一一二七) (カ) 四・六	散位藤原	御目代殿□□中	芹田郷を遠江殿沙汰とする旨の通知「加賀」
7 (8・9)	白山中宮執行大法 師某書状	大治五 (一一三〇) (カ) 三・七	中宮執行大法師	越中御目代殿	神事用来についての援助申請「越中」
8 (10・11)	祢宜祝部某書状	大治四 (一一二九) (カ) 九・一九	祢宜祝部	越中御目代殿	神人に対する藍役賦課免除申請「越中」
9 (12・13)	近江国司序宣	保安三 (一一二二) 三・二五	大介藤原朝臣 (実光)	愛智郡追収納使	成行を召して参上する旨の指示「近江」
10 (14)	大藏大輔某奉書	大治五 (一一三〇) (カ) 二・一〇	大藏大輔	善大夫殿	公物等抑留分の免上についての指示「越中」
11 (15)	某書状礼紙書	大治五 (一一三〇) (カ)	(欠)	(欠)	申上のないことに対する問合せ「越中」
12 (16・17)	散位藤原親賢書状	大治二 (一一二七) (カ) 五・二〇	散位藤「親賢」	御目代殿	使者の上洛等についての指示「加賀」
13 (18)	散位藤原某書状	大治二 (一一二七) (カ) 五 (カ) ・ 二五	散位藤	御目代殿	保司職等補任の留守所符発給の指示「加賀」
14 (19・20)	散位某書状	大治五 (一一三〇) (カ) 正・三〇	散位	越中御目代殿	国相博についての報告と紙進上の指示「越中」
15 (21)	右衛門尉橘某書状	大治二 (一一二七) (カ) 七・二九	右衛門尉橘	加賀御目代殿	下人往反における便宜供与の依頼「加賀」
16 (22)	加賀国宣	大治二 (一一二七) (カ) 八・二二	散位藤「親賢」	御目代殿	運米や冬衣服の支給についての指示「加賀」
17 (23・24)	散位藤原親賢書状	大治二 (一一二七) (カ) 三・一五	散位藤「親賢」	加賀御目代殿	勸農使下向や庁宣請文未到の問合せ「加賀」
18 (25)	散位藤原親賢書状 礼紙書	大治二 (一一二七) (カ)	(欠)「親賢」	(欠)	弁済料の非法についての依頼「加賀」
19 (26)	散位藤原親賢書状	大治二 (一一二七) (カ) 五・一〇	散位藤「親賢」	御目代殿	供御夫領の下遣についての通知「加賀」

20 (27・28)	散位藤原親賢書狀	大治三(一二七)(カ)六(カ)七(カ)	□□「散位」藤「親賢」	(欠)	興保司代下向・起請田本数・額田庄檢注等についての通知「加賀」
21 (29)	大舍人助某書狀	大治五(一二三〇)(カ)正・一〇	大舍人助	御目代殿	御庁宣米の下給についての依頼「越中」
22 (30)	親賢奉書札紙書	大治三(一二七)(カ)	親賢	(欠)	国侍等の交名注進についての指示「加賀」
23 (31・32)	散位藤原親賢書狀	大治三(一二七)(カ)四・一一	散位藤「親賢」	御目代殿	報告がないことに対する問合せ「加賀」
24 (33)	散位藤原親賢書狀	大治三(一二七)(カ)	(欠)「親賢」	(欠)	弁済使・納所使の下向の通知「断簡」「加賀」
25 (34)	散位藤原親賢書狀	大治二(一二七)(カ)	(欠)「親賢」	(欠)	稚海藻供御綱丁・近松保等についての通知「加賀」
26 (35)	散位藤原親賢書狀	大治二(一二七)(カ)三・二三	散位藤「親賢」	(欠)	(何らかの)許否についての通知「断簡」「加賀」
27 (36)	某書狀	(年月日未詳)	(欠)	(欠)	僧正御房との申合せの通知「断簡」
28 (37)	某書狀	(年月日未詳)	(欠)	(欠)	「断簡」
29 (38)	散位藤原親賢書狀	大治二(一二七)(カ)	(欠)「親賢」	(欠)	所知等に関する早急な返答依頼「断簡」「加賀」
30 (39)	某書狀	大治二(一二七)(カ)	(欠)	(欠)	勸農の状況に関する報告「加賀」
31 (40)	散位藤原親賢書狀	大治三(一二七)(カ)八・一八	散位藤「親賢」	御目代殿	埒下の送着等についての指示「断簡」「加賀」
32 (41)	皇后宮権大進某書狀	大治二(一二七)(カ)六・九	皇后宮権大進	御目代殿	「断簡」「加賀」
33 (42)	散位藤原親賢書狀	大治二(一二七)(カ)六(カ)・	(欠)「親賢」	(欠)	番役人・供御夫領等についての指示「加賀」
34 (43・44)	近江国司庁宣	保安四(一二三三)六・二五	大介藤原朝臣(実光)	府院行事所	橋・渡船・女騎馬等についての指示「近江」
35 (45・46)	額田庄寄人等解	大治二(一二七)八・二八	案主大江経□「定カ」等一名	留守所(カ)	御服綿・御地子米代に関する裁定申請「加賀」
36 (47・49)	雑事注文	大治二(一二七)(カ)	(欠)	(欠)	八九項目の国務に関する注進「加賀」
37 (50・51)	江沼郡諸司等解	大治二(一二七)八・	前掾大江某等五名	留守所(カ)	京上不許可の留守所下文への請文「加賀」
38 (52・53)	出羽守伊岐致遠書狀	大治四(一二二九)(カ)一二・二九	出羽守	御目代殿	弘田・東八代保や免田開田に関する依頼「越中」
39 (54)	某書狀	(年月日未詳)	(欠)	(欠)	指示がないことへの心情吐露「断簡」
40 (55)	某書狀	大治五(一二三〇)(カ)正(カ)・	(欠)	(欠)	年賀「断簡」「越中」

49 〔28〕	散位藤原親賢書狀	大治二（一二二七）（カ）九・五	散位藤〔親賢〕	善大夫殿	早米運上についての指示〔断簡〕〔加賀〕
48 〔27〕	散位藤原親賢書狀	大治二（一二二七）（カ）八・二二	散位藤〔親賢〕	御目代殿	山下郷沙汰に関する問合せ〔加賀〕
47 〔26〕	越中国司序宣	大治四（一二二九）一〇・一五	右兵衛佐兼守藤原朝臣 （公能）	留守所	貢蘇使派遣についての通知〔越中〕
46 〔24・25〕	加賀国宣	大治二（一二二七）（カ）八・二六	散位藤〔親賢〕	御目代殿	高野詣料運上についての指示〔加賀〕
45 〔23〕	散位藤原某書狀	大治五（一二三〇）（カ）	（欠）	（欠）	早急の沙汰に関する返事依頼〔越中〕
44 〔20・22〕	散位藤原親賢書狀	大治二（一二二七）（カ）六・二六	散位藤〔親賢〕	（欠）	興保・知貞・御後見等に関する依頼〔加賀〕
43 〔1・19〕	長承二年具注曆	長承元（一二三二）一一・一	從四位上主計頭兼縫殿 頭陰陽頭曆博士但馬權 守賀茂朝臣家榮等三名		長承二（一二三三）年の具注曆
卷二九紙背					
42 〔57・58〕	散位藤原某書狀	大治四（一二二九）（カ）一二・一八	散位藤原	越中御目代殿	加賀国境までの送迎の依頼〔越中〕
41 〔56〕	某書狀	（年月日未詳）	（欠）	（欠）	増清の諸寺別当補任についての通知

*1. 瀬戸薫「半井家本『医心方』紙背文書とその周辺」（『加能史料研究』四、一九八九年）所収表、山本信吉・瀬戸薫「半

井家本『医心方』紙背文書について」（『加能史料研究』四、一九八九年）所収文書目録、五味文彦「紙背文書の方法」（石

井進編『中世をひろげる』吉川弘文館、一九九一年）所収表をもとに作成

*2. Na欄の（ ）は卷二五内での紙数、「」は卷二九内での紙数

SUMMARY

The Concrete Image of Mokudai(目代)on the Latter Part of Heian Period
 ——The Examination about the Back Documents of Nakaraike's "Ishinpo"
 (半井家本『医心方』紙背文書)

Takeshi YOSHINAGA

The back documents of Nakaraike's "Ishinpo" is very valuable to understand the local rule by Zuryo(受領)and the local administration by Mokudai, the top of Rusudokoro(留守所), on the latter part of Heian period, because these documents were originally left by Mokudai "Zentaifu" (善大夫)who played the important role to carry out the domestic management between Zuryo and Zaichokanjin(在庁官人). So this thesis aims to define the concrete image of Mokudai and the local management.

The contact between Zuryo in Heiankyo(平安京)and Mokudai in local was closely by sending messengers. Especially Zuryo cared about the contact with Mokudai to go on with the local rule smoothly, but Mokudai didn't necessarily care about the contact. As a result, the domestic management by Zuryo was likely to fail. In short, the good relation between Mokudai was the key to the success of the local rule. In addition, Mokudai was chosen not from those related to Zuryo but from those who had the official ability, so the relation between Zuryo and Mokudai wasn't guaranteed.

On the other hand, Mokudai had the big authority to carry out the domestic administration. Mokudai "Zentaifu" was one of the fifth ranks(五位)that was equivalent to Zuryo, so he was in the superior position in local and led Zaichokanjin powerfully in Rusudokoro.

Until now, Mokudai was regarded as the faithful follower of Zuryo and Rusudokoro was considered as the place that Zaichokanjin carried out the domestic rule. But this thought isn't right, according to the examination about the back documents of Nakaraike's "Ishinpo". Mokudai was in the very important position of the local administration because of his high ability and high rank. From now, we have to do the study of Mokudai even harder to understand the local rule and the local administration.